

規則第13条第2項区画に関する判定資料報告書

堺市消防長 殿
(消防署長)

住 所

電話番号

氏 名

下記の防火対象物に消防法施行規則第13条第2項に規定する区画の措置（面積除外）を
するので報告します。

記

防火対象物	所在地			
	名称 (棟)			
	用途		構造	
	規模	階数 地上 階 地下 階	延べ面積	m ²
区画の状況 (共通事項)				
1	延べ面積 (設置対象面積) - 区画の合計面積 (※の合計) (m ²) - (m ²) = (m ²)			
2	用途 及び階	<input type="checkbox"/> 2項 4項 5項口以外 <input type="checkbox"/> 16項イで2項、4項、5項口が存ずる階以外 <input type="checkbox"/> 地階、無窓階以外		
3	構造	<input type="checkbox"/> 耐火構造の壁及び床で区画		
※経過欄				

備考

- 1 氏名欄は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名を記入すること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第40号の2②

区 画 の 状 況					
階	F	区画の名称		区画の面積	※ m ²
区 画 の No. ()	室内の仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃 (廊下の場合を除く)			
	開口部の面積	<input type="checkbox"/> 1の開口部の面積 4 m ² 以下 <input type="checkbox"/> 開口部の合計面積 8 m ² 以下 (主たる出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下等に設ける場合はその面積の合計4 m ² 以下)			
	開口部の面積	<input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時開くことができる自動閉鎖装置付) 上記以外の場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時閉鎖することができる煙感知器連動) <input type="checkbox"/> 鉄製網入ガラス戸 (主たる出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計4 m ² 以下) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さ15cm以下)			
	区画の面積	<input type="checkbox"/> 200 m ² 以下 (10階以下) <input type="checkbox"/> 100 m ² 以下 (11階以上)			
区 画 の 状 況					
階	F	区画の名称		区画の面積	※ m ²
区 画 の No. ()	室内の仕上げ	<input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 難燃 (廊下の場合を除く)			
	開口部の面積	<input type="checkbox"/> 1の開口部の面積 4 m ² 以下 <input type="checkbox"/> 開口部の合計面積 8 m ² 以下 (主たる出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下等に設ける場合はその面積の合計4 m ² 以下)			
	開口部の面積	<input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時開くことができる自動閉鎖装置付) 上記以外の場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (随時閉鎖することができる煙感知器連動) <input type="checkbox"/> 鉄製網入ガラス戸 (主たる出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下等に面し、かつ、その面積の合計4 m ² 以下) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設ける場合 <input type="checkbox"/> 特定防火設備である防火戸 (直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さ15cm以下)			
	区画の面積	<input type="checkbox"/> 200 m ² 以下 (10階以下) <input type="checkbox"/> 100 m ² 以下 (11階以上)			
備 考					

特定防火設備である防火戸：建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸